

魚介類の名称のガイドライン改正について

2025 年 3 月に行われた食品表示関連法令および通知の改正の概要については前回のコラムで取り上げましたが、今回は、前回取り上げなかった「魚介類の名称ガイドライン」の改正について解説いたします。

2000 年 7 月の JAS 法改正により、生鮮食品に名称などの表示が義務付けられました。しかし、魚介類には輸入の多様化による様々な魚種が国内で販売されている等の特有の事情があり、農林水産省に対して名称に係る問い合わせが急増しました。これを受け、2007 年に「魚介類の名称のガイドライン」が制定されました。

本ガイドラインは生鮮魚介類の名称だけでなく、加工度の低い水産加工食品の原材料名としても参照されることから、その重要性はますます高まっています。しかし、新たな魚種の輸入・流通の拡大や、分類学的研究の進展による名称の変更などの、魚介類の名称を巡る状況の変化に対応できていないことが以前から指摘されていました。そのため、2021 年から「魚類」、「甲殻類」などの分類ごとに順次、見直しが行われてきました。

このような経緯を踏まえ、「頭足類」（主にイカ）についても 2025 年 3 月に改正され、改正の内容は本ガイドラインの別表 1 及び別表 2 に反映されました。

それでは、具体的な改訂内容を見ていきましょう。

1) アカイカ、スルメイカ

アカイカはスルメイカによく似た形のイカで、「ムラサキイカ」「バカイカ」などとも呼ばれ、日本の漁場で採れる重要な魚種です。今回のガイドライン改訂で、「アカイカ」に代わる一般的名称として「ムラサキイカ」が追加されました。

一方で、スルメイカの一般名称として「マイカ」の追記が業界団体から要望されましたが、「マイカ」はスルメイカのみならず地域によってはコウイカ、ケンサキイカ、シリヤケイカを指す地方名であることから見送られました。

2) コウイカ、モンゴウイカ

Sepia 属の 7 種が新たにガイドラインに追記され、これらの一般的名称はコウイカとモンゴウイカの二種類に整理されました。

3) ヤリイカとして流通している品種

カリフォルニアヤリイカなど、ヤリイカと身質が似ており、昔から外国産のヤリイカとして流通していた 7 品種について、ヤリイカとは属が異なることや、いくつかの品種では市場卸値がヤリイカを大きく下回るという理由から、使用できない名称例に「ヤリイカ」が追記されました。

4) アメリカオオアカイカ

アメリカオオアカイカはアカイカと区別するため、使用できない名称例に「アカイカ」及び「ムラサキイカ」が追記されました。

5) マツイカ

アルゼンチンマツイカなど、スルメイカの代替加工原料として昔から利用されてきた4品種について、使用できない名称例に、スルメイカと区別するために「スルメイカ」および、スルメイカのみならず地域によってはコウイカ、ケンサキイカ、シリヤケイカを指す「マイカ」が追記されました。

イカに限らず魚介類は魚種によって大きく価格が異なり、適切な名称を表示しないと優良誤認につながるため、本ガイドラインに基づいた適切な表示が求められます。